

## 宇部市地域創生事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住民による自主的な地域運営の促進、及び地域計画の推進による地域課題の解決並びに活性化を図るため、これらの地域活動に取り組む地域団体等に対し、地域創生事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象事業、助成対象団体、事業内容)

第2条 助成対象事業、助成対象団体及び事業内容は別表のとおりとする。

### (交付対象外の活動)

第3条 市長は、次に掲げる活動には助成金を交付しない。

- (1) 宗教的活動又は政治的活動
- (2) 公序良俗に反する活動
- (3) 金銭給付のみを目的とする活動
- (4) その他市長が助成の対象とは認められないと判断した活動

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、当該年度の予算の範囲内で別に定める。

### (交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、宇部市地域創生事業助成金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに提出しなければならない。

### (交付の決定及び通知)

第6条 市長は、交付の申請を受け、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、助成金の交付の決定を行い、宇部市地域創生事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

### (変更および中止)

第7条 申請者は、交付の決定を受けた後に内容等に変更が生じたとき、または中止しようとするときは、速やかに宇部市地域創生事業助成金変更交付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する宇部市地域創生事業助成金変更交付申請書が提出されたときは、これを審査し、必要に応じて助成金額を変更し、宇部市地域創生事業助成金変更交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知しなければならない。

### (実績報告書の提出)

第8条 申請者は、当該事業終了後、速やかに第2条に規定する事業ごとに、宇部市地域創生事業助成金事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

### (助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する報告書を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき額を確定し、宇部市地域創生事業助成金確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知しなければならない。

(助成金の請求等)

第10条 申請者は、前条の通知を受けたときは、宇部市地域創生事業助成金交付請求書（様式第7号の1）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請者が助成金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず助成対象事業の完了前に助成金の全部又は一部を概算払することができる。

3 前項の規定による助成金の概算払いの交付を受けようとする団体は、宇部市地域創生事業助成金交付（概算払）請求書（様式第7号の2）を市長に提出しなければならない。

4 前項による概算払いを受けた団体は、当該事業終了後、第8条に規定する実績報告書とともに助成金概算払精算書（様式第8号）を市長に提出し、精算しなければならない。

(実績報告書の公開)

第11条 第8条の実績報告書は、広く市民に公開するものとする。

(検査)

第12条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため、実績報告書に基づき申請者に必要な指示を行い、帳簿等関係書類を検査することができる。

(交付決定の取消)

第13条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱及び助成金の交付に際して付した条件に違反したとき

(2) 助成対象事業の実施方法が不相当と認められたとき

(3) 申請又は報告に虚偽の事実が認められたとき

(4) 第7条に規定する届けがあったとき

2 市長は、前項の規定により助成金交付の決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されている場合においては、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

2 改正後の要綱第14条（積立金の設置）の規定は、施行日以降平成31年3月31日までに申請があった事業に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 地域活動支援事業及び地域計画推進事業を合計した助成額は、令和2年度までは改正前の要綱により算定した地域計画推進事業に係る平成30年度の助成額を上限とし、予算の範囲内で定めた額とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

助成対象事業	助成対象団体	対象事業
1 地域活動支援事業	宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会の構成団体（以下「地域運営組織等」という。）	地域運営組織等が実施する地域活動・地域運営に要する経費
2 地域計画推進事業	地域運営組織等及びその構成団体	以下の事業に要する経費 ①地域防災強化事業 ②健康づくり事業 ③小中学校との協働事業 ④その他地域計画に基づく地域課題の解決や地域の活性化につながる事業
3 共創のまちづくり推進事業	地域運営組織等又はその構成団体と連携して事業を行う団体	①地域の課題解決や地域の活性化に資する事業 ②コミュニティビジネスの創出事業 ③空き家を活用した地域の活性化に資する事業

年 月 日

宇部市長 様

所在地  
団体名  
代表者名

宇部市地域創生事業助成金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、宇部市地域創生事業助成金の交付申請をします。

記

1 事業区分（該当事業の□欄に印を付してください。）

地域活動支援事業及び地域計画推進事業

共創のまちづくり推進事業

2 申請額 \_\_\_\_\_ 円

3 実施期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日

【添付書類】

地域創生事業助成金 実施計画書兼実績報告書（全体分）

地域創生事業助成金 実施計画書兼実績報告書（事業別）

地域創生事業助成金 予算書兼決算書（事業別）

団体名  
代表者氏名 様

宇部市長

宇部市地域創生事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けにて提出された 年度宇部市地域創生事業助成金の交付申請に対し、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業区分

2 助成金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 交付条件

- (1) 助成事業等に要する経費又は内容の変更が生じる場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 助成事業等に要する経費は、助成事業等の目的以外に使用してはならない。
- (3) 助成事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 助成事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第3号（第7条関係）

宇部市長 様

年 月 日

所在地  
団体名  
代表者名

宇部市地域創生事業助成金変更申請書

年 月 日付け、宇市活第 号で決定通知を受けた下記事業について、その計画を変更して実施したいので、宇部市地域創生助成金交付要綱第7条の規定により、変更申請書を提出します。

記

- 1 事業区分（該当事業の□欄に印を付してください。）  
 地域活動支援事業及び地域計画推進事業  
 共創のまちづくり推進事業
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 補助金変更申請額（交付決定額を変更しない場合は、記入不要とします。）

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

【添付書類】

地域創生事業助成金 実施計画書兼実績報告書（全体分）  
地域創生事業助成金 実施計画書兼実績報告書（事業別）  
地域創生事業助成金 予算書兼決算書（事業別）

様

宇部市長

宇部市地域創生事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、宇部市地域創生事業助成金の変更につきまして、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 事業区分

2 変更交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

宇部市長 様

所在地  
団体名  
代表者名

宇部市地域創生事業助成金実績報告書

年 月 日付宇市活第 号で交付決定のあった 年度宇部市地域創生事業助成金について、事業が完了しましたので、同交付要綱第8条に基づき関係書類を添えて報告します。

記

1 事業区分（該当事業の□欄に印を付してください。）

地域活動支援事業及び地域計画推進事業

共創のまちづくり推進事業

2 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 実施期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ～ \_\_\_\_\_ 年 月 日

【添付書類】

地域創生事業助成金 実施計画書兼実績報告書（全体分）

地域創生事業助成金 実施計画書兼実績報告書（事業別）

地域創生事業助成金 予算書兼決算書（事業別）

各事業の総会資料及び議事録（写）

宇市活第 号  
年（ 年） 月 日

様

宇部市長

宇部市地域創生事業助成金確定通知書

年 月 日付けにて提出された宇部市地域創生事業助成金実績報告書に対し、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 助成金概算払済額 \_\_\_\_\_ 円

2 助成金確定額 \_\_\_\_\_ 円

3 戻入額 \_\_\_\_\_ 円

宇部市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

宇部市地域創生事業助成金交付請求書

年 月 日付け宇市活第 号により交付決定を受けた宇部市地域創生事業  
助成金を請求します。

1 事業区分 (該当事業の□欄に印を付してください。)

- 地域活動支援事業及び地域計画推進事業
- 共創のまちづくり推進事業

2 請求額 \_\_\_\_\_ 円

振込先口座		口座番号	普通・当座
金融機関名	本・支店 本・支所	フリガナ	
		口座名義	

請求に関する問い合わせ先

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 電話番号・電子メールアドレス

宇部市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

宇部市地域創生事業助成金交付（概算払）請求書

年 月 日付け宇市活第 号により交付決定を受けた宇部市地域創生事業助成金を請求します。

1 事業区分（該当事業の□欄に印を付してください。）

- 地域活動支援事業及び地域計画推進事業
- 共創のまちづくり推進事業

2 請求額

- ①助成金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- ②助成金概算払済額 \_\_\_\_\_ 円
- ③今回請求額 \_\_\_\_\_ 円
- ④差引残額 \_\_\_\_\_ 円

振込先口座		口座番号	普通・当座
金融機関名	本・支店 本・支所		
		フリガナ	
		口座名義	

請求に関する問い合わせ先

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 電話番号・電子メールアドレス

年 月 日

宇部市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

助成金概算払精算書

年 月 日付け宇市活第 号で交付決定通知のありました件について、概算払いを受けて事業を実施しましたので、宇部市地域創生事業助成金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

- 1 概算払受領額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 精 算 額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 戻 入 額 \_\_\_\_\_ 円